オ　業務に関し法律上必要とする資格の証明書の写し

カ　申請者が法人の場合にあっては、審査基準日の直前１年の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び損益計算書に関する書類（株主資本等変動計算書及び注記表）、個人の場合にあっては、審査基準日の直前１年の事業年度の貸借対照表及び損益計算

キ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し（発行日が申請日の３月前までの間のものに限る。）

⑶　日本語訳の付記等

ア　この公示により提出する書類であって、外国語で記載のものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

イ　この公示により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあっては署名をもってこれに代えることができる。

４　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者

⑵　業務に関し法律上必要とする資格を有しない者

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者

５　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争参加者資格　競争に参加することができる者は、⑵の規定により競争参加者の資格を有する業者とする。

⑵　資格審査の項目及び方法　競争に参加する資格を得ようとする者の資格の決定は、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第33条及び第36条に掲げる資格審査の項目により審査し決定する。

６　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知（郵送）する。

７　資格の有効期間

資格認定の日から平成25年３月31日までとする。

競争参加者の資格に関する公示

平成23・24年度を有効とする独立行政法人都市再生機構の建設工事及び測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成 22 年 10 月 29 日

独立行政法人都市再生機構
理事長代理　飯原　一樹

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　14

１　工事種別及び業種区分

（建設工事）

建設工事の工事種別は、次に掲げるとおりとする（かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。）。

①　建築工事（建築一式工事）
②　土木工事（土木一式工事）
③　電気工事（電気工事、電気通信工事）
④　管工事（管工事、水道施設工事）
⑤　造園工事（造園工事）
⑥　保全建築工事（建築一式工事）
⑦　保全土木工事（土木一式工事）
⑧　塗装工事（塗装工事）
⑨　防水工事（防水工事）
⑩　機械設置工事（機械器具設置工事、消防施設工事、熱絶縁工事）
⑪　畳工事（内装仕上工事）
⑫　ふすま工事（内装仕上工事、建具工事）
⑬　舗装工事（ほ装工事）
⑭　汚水処理施設工事（清掃施設工事、水道施設工事）
⑮　その他工事（大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事、鉄筋工事、ＰＣ橋梁工事）

（建設コンサルタント等業務）

建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①　測量
②　土質調査
③　建築設計
④　建築・工事監理
⑤　土木設計
⑥　土木・工事監理
⑦　補償
⑧　調査

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、郵送方式により別記１に掲げる期間及び郵送宛先において申請を受け付ける。

なお、国土交通省等及び独立行政法人等が実施するインターネット方式により申請をする者は、申請者の本店所在地の区分に関わらず、平成22年12月１日から平成23年１月14日までに、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

（建設工事）
https://www.pqr.mlit.go.jp
（建設コンサルタント等業務）
https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成23年１月15日以降随時、申請者の本店所在地の区分に応じ、郵送又は持参方式により別記２に掲げる提出場所（郵送宛先）において申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される建設工事についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書又は建設コンサルタント等業務についての公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出している者であるときは、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した支社等（本社、各支社及び各地域支社をいう。以下同じ。）の別記２に掲げる提出場所等においても申請を受け付ける。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等業務）」（以下「申請書」という。）は、平成22年11月１日から次のホームページアドレスにアクセスして、申請書様式をダウンロードすることにより入手することができる。
http://www.ur-net.go.jp/order/info.html

②　インターネットを使用して申請をする者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、平成22年11月１日から平成22年11月30日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成22年11月１日から平成23年１月14日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

⑵　申請書の提出方法

持参又は郵送により、申請書を提出する申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、提出すること。また、郵送による場合は、受付通知票に返信先（本店住所及び商号又は名称）を記入し、返信用切手を貼った上で提出すること。

申請書、添付書類の提出部数については、申請しようとする地区の数にかかわらず、それぞれ１部とする。

インターネットを使用して申請をする者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、⑴②においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴②において入手したパスワードを入力して送信するものとする。

（建設工事）

①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書
③　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し
④　業態調書
⑤　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類